

相続人になれる人

配偶者相続人と 血族相続人

相続が発生したとき、誰が相続人となるのかは民法で決められています。これを法定相続人といいます。

相続人の優先順位は、遺言書があればそれが最優先されますが（↓P90）、遺言書がない場合は法定相続人として第1順位、第2順位、第3順位の順で相続します（↓左図）。

第1順位の法定相続人は子、孫、曾孫（ひ孫）で、子が亡くなっている場合は孫、曾孫も孫もなくなっている場合は曾孫が相続人となります。第2順位の法定相続人は父母、祖父母で、父母の両方が亡くなっているときは祖父母が相続人となります。第3順位の法定相続人は兄弟姉妹で、兄弟姉妹が亡くなっている場合はその甥や姪となります。

そして、配偶者（亡くなった方から見て妻または夫）がいる場合は常に法定相続人となります。

例えば、第1順位である子がいると、妻あるいは夫と子が法定相続人となり、第1順位の子以下がない場合は第2順位である父母が法定相続人となります。子も父母も、父母より上の祖父母もいないときは、第3順位の兄弟姉妹が法定相続人となります。

すなわち、違う順位の法定相続人は、同時に法定相続人にはなり得ません。例えば、第1順位の子がいれば、両親や兄弟姉妹は法定相続人にはなりません。子は、実子や養子、嫡出子（法律上の夫婦の子）、非嫡出子（婚姻関係にない男女の子）の区別なく相続人になります。ただし、非嫡出子は、母親の相続については当然相続人となりますが、父親の相続については認知された子でなければ相続人となりません。

ここが大切!

- ✓ 相続人になれる人は民法で決められている。
- ✓ 配偶者が最優先で相続。
- ✓ 内縁関係は相続人になれない。

相続人になれません。

相続が発生したときに胎児がいた場合は、胎児はすでに生まれたものとみなされ、相続権があります。無事に生まれてくればその子と母親とが相続人になります。ただし、死産の場合は最初からいなかったものとみなされ、相続権はなくなります。つまり、胎児が生まれてみないと、相続人が誰かが確定しないことになりません。胎児が生まれた場合の遺産分割協議（↓P110）は代理人を立てなければなりません。母親は代理人となることはできません。

自分の意思で財産を処分する方法

婚姻届を出していない内縁関係（事実婚）の妻や夫は法定相続人になれません。

また、義理の子（嫁や婿）や義理の親（舅や姑）にも相続権はありません。

一方、法定相続人の資格があっても、不正な行為をしたり、またはしようとしていた場合には、相続人の資格を失います（相続欠格 ↓P87）。相続欠格者は、

遺贈（↓P92）を受けることもできません。ただし、欠格者の子は代襲相続（↓P86）をすることができます。

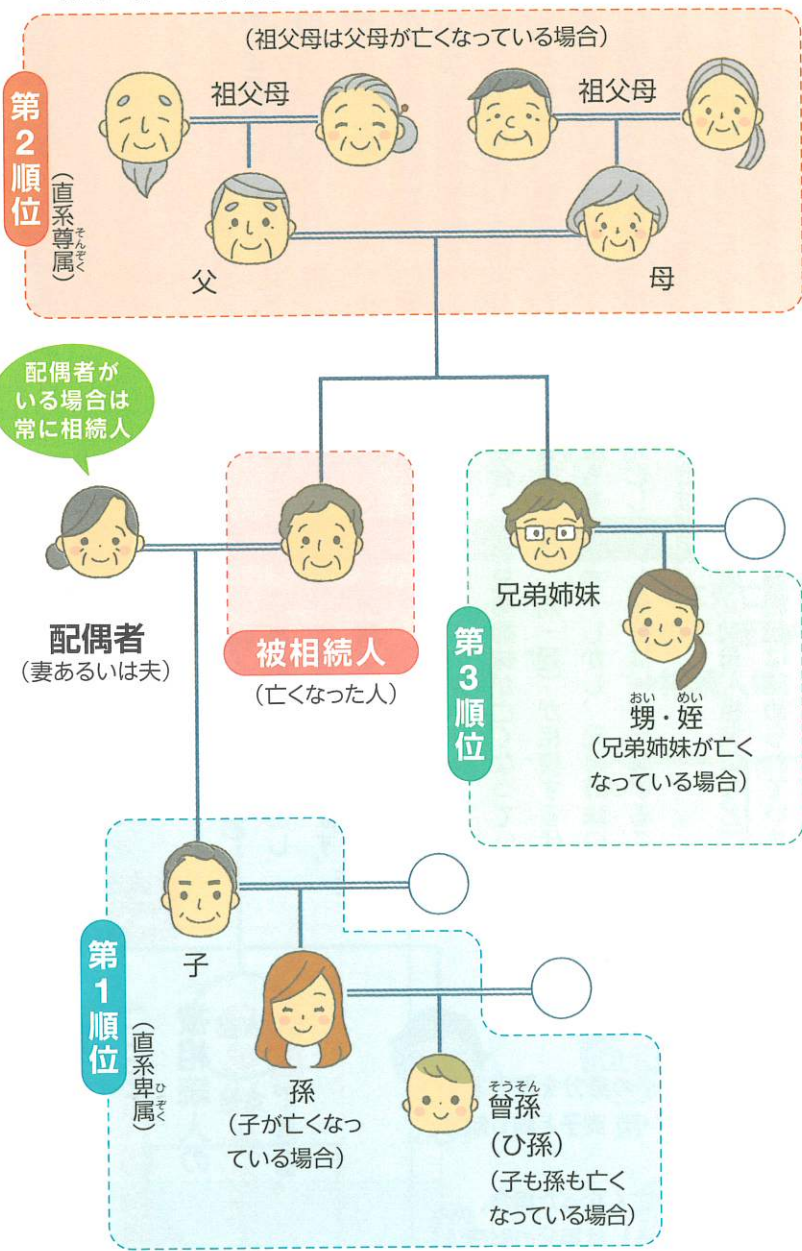
さらに、被相続人に虐待などを行ったり著しい非行があったなどの場合、被相続人が生前に家庭裁判所に相続人の資格

を取り上げる申し立てをすることが認められています（相続人の廃除 ↓P87）。

廃除の対象は遺留分（↓P90）を有する推定相続人に限られます。この場合も廃除された者の直系卑属（兄弟姉妹の場合は、その子）は代襲相続ができます。

相続人の範囲と順位

先順位の相続人が1人もいないか、あるいは全員が相続を放棄した場合に初めて次の順位の人が繰り上がり、相続権を得ます。



尊属：父母と同列以上にある血族。祖父母、父母、伯父伯母、叔父叔母など。

直系尊属：父母、祖父母、曾祖父母など。

卑属：子と同列以下にある血族。子、孫、甥、姪など。

直系卑属：子、孫、曾孫（ひ孫）、玄孫（やしやこ）など。

法定相続分の分け方

……法定相続分を目安に
個々の相続分を決定

相続人が1人ではないとき、遺された財産をどのように配分するのが大きな問題となります。誰がどのような割合で相続するかを相続分といいます。

相続分は遺言で指定することができますが（指定相続分↓P90）、遺言がない場合は、相続人の中で話し合っ決めて決めることとなります。このとき基準となるのが**法定相続分**です。

法定相続分は、民法で定められた相続分のことで、「このように分けると一番よい」として分割方法を定めています。相続人は法定相続分を目安に、個々の事情を考慮しながら相続分を決定していきます。つまり、必ず法定相続分で遺産の分割をしなければならないわけではありません。

……法定相続分は
配偶者の取り分を優先

法定相続分は、**法定相続人**（↓P84）の組み合わせによって、以下のようになります。基本は、まず**配偶者の取り分**があり、その残りを他の法定相続人のなかで均等に分けることとなります。

A 配偶者と子が相続人

2分の1を配偶者、残りの2分の1を子が相続します。子が複数いる場合は、2分の1を頭数で等分します。養子も実子と同等です。非嫡出子（婚姻関係のない男女の子）も嫡出子（法律上の夫婦の子）と同等の権利があります。

なお、子が被相続人より前に死亡しており、その子に子ども（孫）がいる場合は、その子ども（孫）がそのまま相続します（**代襲相続**↓P86）。代襲相続人の相続分は、その親がもたらうはずだった相続分と同じくする兄弟の半分にします。

ここが大切!

- ✓ 遺言がないときの基準になるのが**法定相続分**。
- ✓ 法定相続分が絶対ではない。
- ✓ 法定相続分は**配偶者の取り分を優先**。

続分と同じです。代襲相続人が複数いる場合は、その相続分を頭数で等分します。兄弟姉妹の子の代襲も同じです。

B 配偶者と直系尊属が相続人

被相続人に子がいない場合、**3分の2を配偶者が、残りの3分の1を直系尊属**（第2順位の父母、父母が亡くなっている場合は祖父母）が相続します。直系尊属が複数いれば頭数で等分します。

C 配偶者と兄弟姉妹が相続人

被相続人に子・孫（直系卑属）や父母・祖父母（直系尊属）がない場合は、**4分の3を配偶者が、残りの4分の1を兄弟姉妹が相続します。**兄弟姉妹が複数いれば、頭数で等分します。兄弟姉妹のなかに**半血兄弟**（異母兄弟、異父兄弟）がいれば、その相続分は**全血兄弟**（父母を

* 相続人の組み合わせで決まる法定相続分

相続人の組み合わせ	法定相続分
A 配偶者 + 子	<p>子 $\frac{1}{2}$ 配偶者 $\frac{1}{2}$</p> <ul style="list-style-type: none"> 子が2人以上のときは2分の1を頭数で等分する。 非嫡出子^{※1}も嫡出子と同等の相続分。
B 配偶者 + 直系尊属 (子がいない場合)	<p>直系尊属 $\frac{1}{3}$ 配偶者 $\frac{2}{3}$</p> <ul style="list-style-type: none"> 直系尊属^{※2}が2人以上のときは3分の1を頭数で等分する。
C 配偶者 + 兄弟姉妹 (子・孫・父母・祖父母がいない場合)	<p>兄弟姉妹 $\frac{1}{4}$ 配偶者 $\frac{3}{4}$</p> <ul style="list-style-type: none"> 兄弟姉妹が2人以上のときは4分の1を頭数で等分する。 半血兄弟^{※3}の相続分は全血兄弟^{※4}の半分。
D 配偶者のみ	<p>全部 配偶者</p> <ul style="list-style-type: none"> 配偶者が1人で全部を相続する。
E 血族相続人のみ (子のみ、直系尊属のみ、兄弟姉妹のみ)	<p>全部 血族相続人</p> <ul style="list-style-type: none"> 同順位の者が2人以上のときは頭数で等分する。 半血兄弟は全血兄弟の半分。

※1：非嫡出子＝法律上の婚姻関係のない男女の間に生まれた子。
 ※2：直系尊属＝父母・祖父母・曾祖父母など。

※3：半血兄弟＝異母兄弟、異父兄弟。
 ※4：全血兄弟＝父母を同じくする兄弟。

+1 Memo 相続人が誰もいない場合は最終的には国のものに

相続人がいない場合（戸籍上相続人が誰ひとりいない場合や、相続人の全員が相続放棄（→P106）した場合、相続欠格や推定相続人の廃除（→P87）によって相続資格を失っている場合など）は、相続財産は法人となり、相続財産管理人が選任され、相続人や相続債権者を探すことになります。それでも相続人がいない場合は最終的に国庫（財務省）に帰属することとなります。

D 相続人が配偶者のみ 相続人が配偶者のみの場合は、配偶者がすべて1人で相続します。

E 子のみ、直系尊属のみ、兄弟姉妹のみ 相続人が子のみ、直系尊属のみ、兄弟姉妹のみの場合は、それぞれ頭数で等分します。ただし、**C**の半血兄弟の相続分の決まりが適用されます。

同じくする兄弟の半分にします。

遺産の分割方法は4種類

……公平に遺産を分けるためのテクニック

遺産の分け方を被相続人によって具体的に指示されていないときは、相続人全員の話し合いによってどのように分けるかを決めなければなりません。これが遺産分割協議（↓P110）です。なお、相続放棄（↓P106）をした人は、この協議には参加できません。

遺産分割では、自宅、農地、事業資産、預金などをいかに公平に分けるかがポイントとなります。その分割方法はおもに4種類ありますが、相続分に合うようにこれらを適宜組み合わせることで分配します。

① 現物分割

「土地は妻に、預金は長女に、株式は長男に」というように、財産を現物のまま分配します。ただし、各財産の評価や額が状況によって異なるため、その格差を

金銭で支払うなどして調整する（代償分割）こともあります。

② 換価分割

土地や建物などのように分割できないものや、分割すると著しく価値が下がってしまうような財産の場合、それを売却し、現金に換えて、各相続人に分配する方法です。公平な分配が可能ですが、売却の手間と費用がかかります。また、売却益に対しては所得税と住民税がかかります。

③ 代償分割

特定の相続人が、不動産や動産をその形のまま相続する代わりに、他の相続人に自分の財産から金銭を支払う方法です。例えば、評価が5000万円の店舗を長男が相続し、やはり相続人である社員の次男に長男が2500万円を支払います。この場合、長男に2500万円の支払い能力があることが前提となります。

……借金などの債務の分割について

④ 共有分割
複数の相続人が持分を決めて財産を共有し、相続する方法です。

例えば、資産であるアパートを相続人全員で共有し、アパートの賃料を相続人全員で分けることで公平な分配とします。

（債務（借金などを返済する義務）も、相続人が相続分に応じて負担しなければなりません。法的には、債務は分割の対象にはなりません。実務上は誰がどのように債務を負担するかを決めておく必要があります。）

ただし、それは相続人同士の取り決めにすぎず、債権者には通用しません。

ここが大切!

- ✓ 相続放棄した遺産分割協議に参加できない
- ✓ 4つの分割方法
- ✓ 適宜組み合わせる
- ✓ 公平に遺産を

* 遺産の分割方法

1 現物分割

個々の財産をそのまま各相続人に分配する。



メリット

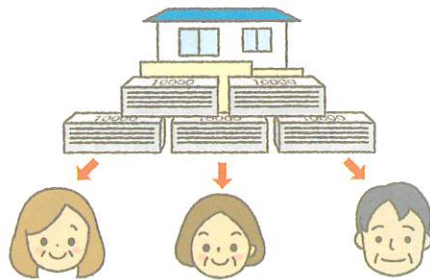
- わかりやすい。
- 故人の遺産を形を変えずに残せる。

デメリット

- 相続分どおりに分配するのは難しい。
- 相続人の間で不公平感が出る。

2 換価分割

財産を売却などして金銭に換え、各相続人に分配する。



メリット

- 公平な分配が可能になる。

デメリット

- 売却の手間と費用がかかる。
- 譲渡益に対して譲渡所得税や住民税がかかる。
- 財産の現物が残らない。

3 代償分割

特定の相続人が不動産や動産を相続する代わりに、他の相続人に自分の財産から金銭を支払う債務を負わせる。



メリット

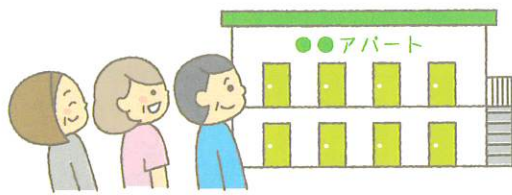
- 公平な分配が可能になる。
- 事業用資産や農地などを細分化せずに残せる。

デメリット

- 債務を負担する相続人に、まとまった資産がないと実現しない。
- 債務を負う相続人が、その債務を履行しないリスクがある。

4 共有分割

複数の相続人で持分を定め、財産を共有して相続する。



メリット

- 公平な分配が可能になる。
- 不動産財産のように公平に分けにくいときに便利。
- 財産の現物を残すことができる。

デメリット

- 処分したいときにさまざまな制約が生じる。
- 共有者に次の相続が起こると、権利関係がさらに複雑になる。



相続税が課されるとき

相続税は相続財産が一定額を超えると発生する

相続税は、被相続人の財産を相続したときに課される税金です。相続財産が一定額を超えると発生し、納付が必要となる可能性がります。相続人が海外にいても、相続財産が国内にあれば課税対象となり、遺産が多ければ多いほど税負担が重くなる累進課税となっています。

これは、故人の財産をそのまま受け継ぐのは不公平であり、税金の形で社会に還元すべきという考え方によります(富の再分配)。ちなみに遺贈(↓P92)や死因贈与(↓P93)によって得た財産にも相続税の納付義務が生じます。

相続税は基礎控除の額によって決まる

相続税は、相続財産を得たら必ず支払

ここが大切!

さらに、相続人の置かれている状況によって、さまざまな税額控除の制度(↓左表)が利用できますから、これらの税額控除を加えて計算すると、相続税を支払わなくてもよいこともあります(↓P149)。

相続税のかからない相続財産もある

相続税は、原則として相続財産のすべてを課税の対象としています。社会的見地あるいは国民感情への配慮などから相続税のかからない財産もあります(非課税財産 ↓P136)。その代表的なものとして、公益法人などに寄付した公益事業財産や国、地方公

基礎控除額の計算式

$$3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人数} = \text{基礎控除額}$$

例 配偶者と子2人が法定相続人の場合

$$3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times 3 = 4,800\text{万円}$$

おもな税額控除の種類

- 1 暦年課税分の贈与税額控除**
相続開始前の3年以内に受けた贈与に対して、すでに贈与税を納めていた場合は、納付した贈与税額を差し引くことができる(↓P174)。
- 2 配偶者の税額軽減**
以下の場合は配偶者に相続税がかからない。
● 配偶者が相続した財産が遺産の2分の1(法定相続分)以下である場合
● 配偶者の相続財産が1億6,000万円以下の場合
- 3 未成年者控除**
未成年者は成人になるまでの期間に応じて一定額の税額が軽減される。
● 未成年者控除額 = 10万円 × (18歳 - 相続したときの年齢)
※相続したときの年齢が1年未満の端数があるときは切り上げて1年とする。
- 4 障害者控除**
85歳未満で障害のある法定相続人の場合
● 特別障害者の控除額 = 20万円 × (85歳 - 相続したときの年齢)
● 一般障害者の控除額 = 10万円 × (85歳 - 相続したときの年齢)
※相続したときの年齢が1年未満の端数があるときは切り上げて1年とする。
- 5 相次相続控除**
相次いで相続が起こることを「相次相続」という。10年以内に続けて相続があると、2回目の相続(第2次相続)では1回目(第1次相続)に払った相続税の一部を差し引くことができる。対象は法定相続人のみ。
- 6 外国税額控除**
外国で生じた所得について、外国の法令によって所得税や相続税に相当する税金を支払っていた場合は、その金額分を日本では差し引くことができる。
- 7 相続時精算課税分の贈与税額控除**
[贈与税と相続税を二重に払わなくてもよい制度]
相続時精算課税(↓P176)の特別控除額2,500万円を超えた部分に対して、払った贈与税額が相続税から控除される。
- 8 医療法人持分税額控除**
取得した医療法人の持分を申告期限までに放棄した場合に適用される。

* 相続税の対象となる財産

本来の相続財産

被相続人が相続開始時に所有していた財産

- ① 現金、預貯金、株式など
- ② 土地、家屋などの不動産
- ③ 自動車
- ④ 書画骨董、貴金属、宝石など
- ⑤ 特許権、借地権、漁業権など



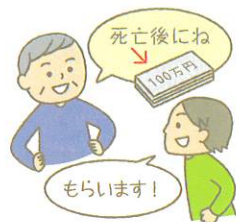
みなし相続財産

本来は相続財産ではないが、その経済的価値により相続財産とみなされるもの (→下図)



一定の贈与財産

遺贈や死因贈与で受け取る不動産や株式など (生前贈与の場合は贈与税がかかる→P174)



課税遺産総額

ここから基礎控除額を引く

課税遺産総額 > 基礎控除額 … 相続税がかかる

課税遺産総額 ≤ 基礎控除額 … 相続税がかからない

みなし相続財産とは

本来は相続財産ではないが、被相続人の財産とみなして相続税の課税対象とするもので、右のようなものがあります。

相続を放棄しても、みなし相続財産の受け取りには課税される

相続を放棄して本来の相続財産を取得していなくても、被相続人の死亡によって死亡保険金等を受け取っている場合は、その保険金等のみなし相続財産を遺贈により取得したものとみなされ、相続税が課税される。

- 1 死亡保険金 (生命保険金、損害保険金) (→P128)
- 2 死亡退職金、功労金、弔慰金 (被相続人の死亡後3年以内に支給が確定したもの。法定相続人1人につき500万円までは非課税限度額)
- 3 生命保険契約に関する権利
- 4 定期金に関する権利 (個人年金など)
- 5 遺言によって受けた利益 (借金の免除など)

相続税の対象となる相続財産とみなし相続財産

前述の非課税財産を除いて、被相続人が所有していた財産 (本来の相続財産) で金銭で見積もることができ経済的価値のあるものすべてが相続税の課税対象になります。

不動産や株式などの有価証券、預貯金はもちろん、借地権、著作権や特許権などや遺贈、死因贈与で受け取るものも課税対象となります。

また、本来は相続財産ではないのに、その経済的価値に着目し、相続税法上は相続財産とみなして課税されるものもあります。これをみなし相続財産 (→左図) といいます。

例えば、被相続人の死亡によって受け

取られる生命保険金 (死亡保険金) は、生命保険会社から支払われるのであって、被相続人から相続するわけではありません。しかし、その実質的な経済的価値は本来

相続税のかからない財産 (非課税財産)

- 1 墓地や墓石、仏壇、仏具、神を祀る道具など日常礼拝をしているもの。ただし、骨董的価値があるなど投資の対象となるものや商品として所有しているものには相続税がかかる。
- 2 宗教、慈善、学術、その他公益を目的とする事業を行う一定の個人などが相続や遺贈によって取得した財産で公益を目的とする事業に使われることが確実なもの。
- 3 地方公共団体の条例によって、精神や身体に障害のある人またはその人を扶養する人が取得する心身障害者共済制度に基づいて支給される給付金を受ける権利。
- 4 相続によって取得したとみなされる生命保険金のうち500万円に法定相続人の数を掛けた金額までの部分。
例 法定相続人が3人の場合
 $500万円 \times 3人 = 1,500万円$
つまり、死亡保険金のうち1,500万円が非課税
- 5 相続や遺贈によってもらったとみなされる退職手当金等のうち500万円に法定相続人の数を掛けた金額までの部分。
例 法定相続人が3人の場合
 $500万円 \times 3人 = 1,500万円$
つまり、退職手当金等を合計した額のうち1,500万円が非課税
- 6 個人で経営している幼稚園の事業に使われていた財産で一定の要件を満たすもの。
- 7 相続や遺贈によって取得した財産で、相続税の申告期限までに国または地方公共団体や公益を目的とする事業を行う特定の法人に寄付したもの、あるいは、相続や遺贈によってもらった金銭で、相続税の申告期限までに特定の公益信託の信託財産とするために支出したもの。

の相続財産を取得するのと同等であるとみなされることから、相続や遺贈によって取得したものとみなして課税されるといっわけです。



遺言の役割② 自筆証書遺言を作成する

自分に合った遺言は何かを考える

一般的に遺言を作成する方法は、**自筆証書遺言**、**公正証書遺言**、**秘密証書遺言**の3種類があります。

① 自筆証書遺言

全文を遺言者自身が作成します。書き上げた遺言は封筒に入れて封印し、案内文(↓P166)を書いたうえで各自で保管するか、貸金庫、弁護士、推定相続人、**遺言執行者**(遺言の内容を実現するために必要な手続きを行う人)、法務局(2020年7月より)などに預けます。

開封時には家庭裁判所の検認が必要になります(↓P98、法務局の場合は不要)。書類に不備があると無効になります。

② 公正証書遺言(↓P168)

公証人に作成してもらう遺言です。遺言者自身が作成することが困難な場

合は公正証書遺言が望ましいでしょう。

公正証書遺言は、**公証役場**で作成するだけでなく、公証人に自宅や病院まで出張してもらって作成することができます。なお、公証人は遺言者の署名を代筆できることが法律で認められています。

③ 秘密証書遺言

遺言の存在を明らかにしながらも、内容を秘密にしておきたい場合の遺言です。書面は代筆でも、パソコンを使用してもかまいませんが、署名・押印は本人のものが必要。遺言書に押印したものと同じ印鑑で封印したものを、公証人、証人2人の前に提出して、自己の遺言書であること、および住所・氏名を述べます。公証人がその日付および申述を封紙に記載し、公証人、遺言者、証人が各自署名・押印することで作成されます。保管は本人であるか、貸金庫、弁護士、推定相続人、遺言執行者などに預けます。

ここが大切!

自筆証書遺言は、**自由**、**手続**、**開封**、**裁判**が特徴です。

家庭から、**必要**。

遺言の種類と比較

	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
作成者	本人(自筆、自筆はパソコン可)	公証人	本人(代筆、パソコン可)
証人	不要	必要	必要
作成費用	不要	必要	必要
家庭裁判所の検認(→P98)	必要※1	不要	必要
保管	本人か誰かに依頼	公証人が原本を保管	本人か誰かに依頼
方式不備の危険性	ある	ない	ある
偽造・変造・破棄・隠匿の危険性	ある※2	ない	ある

※1 2020年7月より法務局に保管する場合は、なし。

※2 2020年7月より法務局に保管する場合は、不要。

自筆証書遺言の作成上のルール

開封時には家庭裁判所の検認が必要です。書類に不備があれば無効になります。

● 全文を自分で書く

遺言者がすべて自筆しますが、遺言書に添付する**財産目録はパソコンで作成**できます(2019年1月より)。遺言書および財産目録の各ページには署名・押印して偽造を防止します。縦書きでも横書きでもOK。自筆の場合は、鉛筆では容易に改ざんされる危険があるので、ボールペンや万年筆などを使用します。

● 日付、署名、押印を必ず入れる

日付は西暦でも元号でも大丈夫ですが、「吉日」「誕生日」などは無効です。押印は実印でも認印でもOKですが、ゴム印、スタンプ印は不可です。

署名は原則として遺言者の戸籍上の名前を書きます。雅号や芸名などが広く通用している場合はそれでも有効です。

● 訂正の方法

自筆の箇所を変更したいところに二重線を引き、訂正した文字を書き入れたり、

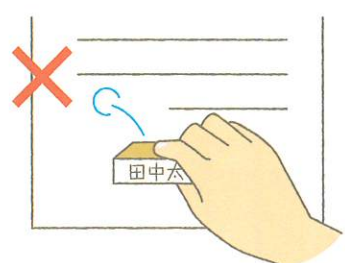
* 無効となる自筆証書遺言の例

● 代筆やパソコン作成



必ず自分で書く。ただし、目録はパソコンで作成可。

● 日付をゴム印で押した



署名は日付も含めて自筆でなければならない。

● 日付が特定できない



「吉日」「誕生日」などは特定できないので無効。「元日」「末日」は有効とした判例があるが、やはり「〇月〇日」と明記しよう。

● 夫婦連名での署名



必ず遺言作成者1名だけの署名にする。夫婦仲よく遺言を書いて連名で署名すると無効となる。

● 他人が訂正した



遺言者以外の方が加除変更した場合は、変更部分だけ無効となる。

● 音声や映像によるもの



ボイスレコーダーやビデオなどによる遺言は無効。必ず書面にする。

自筆証書遺言(作成例)

遺言書 **タイトル**

前文 遺言者 西東一郎は、本遺言書により次のとおり遺言する。
氏名 西東一郎

表現方法 遺言者 西東一郎は、本遺言書により次のとおり遺言する。

人の特定

1. 遺言者の妻 西東花子には、次の財産を相続させる。

(1) 土地 所在 東京都文京区湯島北1丁目
 地番 2番3 島
 地目 宅地
 地積 〇〇.〇〇㎡

(2) 建物 所在 東京都文京区湯島北1丁目2番地3号
 家屋番号 2番3
 種類 居宅
 構造 木造瓦葺2階建
 床面積 1階 〇〇.〇〇㎡
 2階 〇〇.〇〇㎡

(3) 遺言者名義で〇〇銀行△△支店に有するすべての預金

財産の特定

2. 遺言者の長男 西東太郎には、遺言者名義で◇◇銀行××支店に有するすべての預金を相続させる。

遺贈

3. 遺言者の友人 湯島次郎(住所 東京都千代田区麹町〇丁目〇番〇号)に、遺言者が所有する××の絵画を遺贈する。

4. 本遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。遺言執行者は、この遺言を執行するため、〇〇銀行△△支店、および◇◇銀行××支店の預金の解約、払戻、名義書換請求をする権限およびその他この遺言執行のために必要な一切の権限を有する。

遺言執行者

東京都西新宿〇丁目〇番〇号 行政書士 行政三郎
 新宿区

訂正方法：3字加入し、そのそばに押印

〇〇年9月1日 **日付** 文京区湯島北1丁目2番3号 **住所**
 遺言者 西東一郎 **氏名** **押印**

上記遺言中、1.の(1)の「湯島」を「湯島」に、
 4.の遺言執行者の住所「東京都西新宿」を「東京都新宿区西新宿」に変更する。
 西東一郎

書面の余白に訂正した場所を記し、自筆署名する

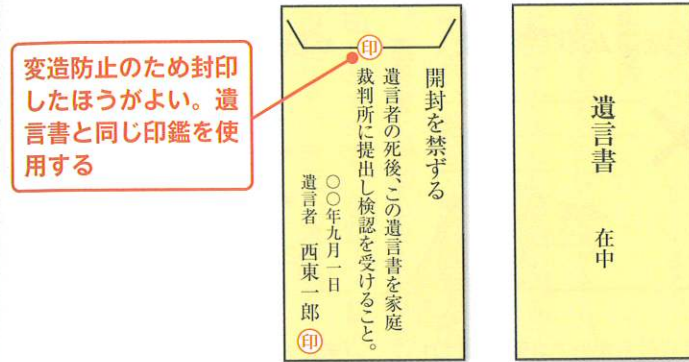
訂正方法：二重線で消し、訂正の文字を入れる。そのそばに押印

※目録部分は添付にして、パソコンで作成しても可。ただし、目録の各ページには自筆で署名・押印すること。

削除したりして押印します。また、書面の余白に加筆や削除の変更を記し、そのあとに自筆署名することが求められます。

- **2枚以上になった場合**
2枚以上になった場合は、各用紙の間に**契印**を押して、ホチキスで綴じます。
- **封筒に入れ、封印する**
遺言が完成したら封筒に入れ、封印します(↓下図)。封書の表書きには「遺言書」などと記しておきましょう。
- **内容は家族の理解が得られるものに**
自分の死後、家族間で遺産相続争いが生じないように、生前に家族で遺産相続について話し合っておくことが理想です。それが無理な場合でも、遺言の内容が特定の相続人に極端に有利、不利にならないように注意することが必要です。
- **遺言書の保管場所**
保管場所は、書斎の鍵付きの引き出しや金庫など、普段は家族の目の届かない場所で、しかも遺産整理の際には必ずチェックされるような場所を選びます。また、信頼できる知人に預けたり、エンディングノート(↓P173)などに保管場所を記しておくのも1つの方法です。

自筆証書遺言を入れる封筒



また、2020年7月より、自筆証書遺言書を**法務局で保管**する制度がスタートします。これにより遺言書の紛失や隠匿、真贋を巡る争い等の防止が図れます。相続人等は遺言者の死亡後に法務局に遺言書の有無の照会、遺言書の写し等の請求をすることができます。なお、**法務局で保管された場合は、遺言書の検認は不要**となります。

トラブルの元となる遺言の内容

- **財産が特定できない**
記載内容が不正確だったり表現が曖昧だったり、人によって解釈が分かれる書き方。
- **遺留分の侵害がある**
遺留分(⇒P90)を侵害した人と遺留分を侵害された人との関係が険悪になってしまう。
- **一部の財産しか記載していない**
記載していない財産やあやふやな財産があると、遺産分割協議(⇒P110)が必要になる。